

福岡県直売所機能高度化支援事業費補助金 Q & A

令和8年5月15日時点

| 項目 | No | 質問内容 | 回答 |
|---------------|-----|---|---|
| 事業実施主体について | 1 | 運営主体が株式会社の直売所は対象となるか。 | 下記①～③の要件を全て満たす場合は、対象となる。 ①農林漁業者が主体的に組織の運営・企画に携わっていること。 例) 出荷者組合がある。運営会議等に参加している。出荷者が農産物等の価格を決定している等。 ②県産の農林水産物（加工品を含む。）を販売していること。 ③年間を通して定期的に営業していること。 例) 月曜定休、毎週日曜営業等 |
| | 2 | 直売所内の飲食店等のテナントは対象となるか。 | 直売所が運営する飲食店等で、県産農林水産物を使用したメニューを提供している場合は、対象となる。 テナントの飲食店等は、対象とならない。 |
| 機能高度化の考え方について | 3 | 冷蔵できる品目、量が〇%増える等は、機能高度化と考えてよいか。 | お見込みのとおり。 |
| 補助対象について | 4 | フォークリフト（及びハンドリフト）は対象となるか。 | 以下の要件を全て満たす場合は、対象となる。 ①直売所でのみ使用すること。 ※直売所以外の場所にも出荷する農産物等を保管している倉庫等で使用する場合は対象外。 ②直売所の実情に即した適正な規模のものであること。 |
| | 5 | 冷蔵ショーケースは対象となるか。 | 対象となる。 |
| | 6 | 販売棚の導入は対象となるか。 | 対象となる。 |
| | 7 | 出荷者が委託商品のバーコードを自分で発行できるようにするためのシステム導入を検討しており、その導入費と付随するハードウェア購入費が補助金の対象となるかを知りたい。 | 生産物搬入の省力化等を図るためのバーコード発行に必要なソフトウェアのライセンス等の購入に係る経費は対象となる。 なお、汎用性の高いパソコン等のハードウェアは対象とならない。 |
| | 8 | 設置工事費や撤去費は対象となるか。 | 設置工事に係る経費は対象となる。 撤去費や産廃運搬費、フロンガス回収等に係る経費は対象とならない。 |
| | 9 | ゲリラ豪雨対策としての止水版は対象となるか。 | 対象とならない。 |
| | 10 | 風除室の設置は対象となるか。 （店内の室温を一定に保ち、農産物の鮮度を維持するため） | 対象とならない。 |
| | 11 | レジの（買い替えによる）機能高度化は支援対象となるか。 | 単純更新を目的とした導入については、対象とならない。 |
| | 12 | 空調設備は対象となるか。 | 対象とならない。 |
| | その他 | 13 | 交付申請等のスケジュール見込みを教えてください。 |